

## お申込みから活用まで ～寄附の流れ～

### 1 寄附のお申込みをお願いします

別紙「寄附申込書」で三溪園保勝会あてに寄附のご意向をお知らせください。

- ① 金額をご記入ください。
- ② 寄附金の使途について、ご意向をおうかがいします。
  - \*文化財建築物の保存・活用
  - \*その他、三溪園の維持・運営
  - ※ 詳細は「寄附申込書」をご参照ください。

### 2 三溪園からご入金を依頼します

「寄附受入決定通知書」で、ご入金のご案内をいたします。

### 3 ご入金をお願いいたします

ご入金の方法は、次の2通りがあります。

- ① 専用口座への振込み
- ② 現金でのお持ち込み

### 4 三溪園から受領書を交付します

税の優遇を受けるための手続き(確定申告)に必要な書類となりますので、大切に保管をお願いいたします。 →裏面をご覧ください。

### 5 三溪園で具体的な使途を決定します

「寄附申込書」に記入いただいたご意向に沿って、具体的な使途を決定させていただきます。

※ 原則としてご寄附をいただいた年度内に活用させていただきます。

### 6 活用についてご報告します

## 三溪園にご寄附いただくと・・・

### 1 税金の優遇措置が受けられます

公益財団法人の事業をご寄附によって支援いただいた場合、税制上の優遇措置が設けられています。

- ① 個人からのご寄附については、所得税の優遇があります。  
「所得控除」と「税額控除」の2種類がありますが、三溪園へのご寄附で受けられるのは「所得控除」となります。

$$\text{[ 所得金額 — ( 寄附額 — 2000 円 ) ]} \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

※ただし、寄附額のうち所得控除額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。

上記の控除を受けるには、確定申告が必要です。三溪園が発行する受領書を添えて、税務署に申告をお願いします。

- ② 法人からの寄附については、通常の一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、損金算入が認められます。

※税制はたびたび改正されますので、最新情報は税務署にご確認をお願いします。

### 2 三溪園からの感謝をお届けします

ご寄附への感謝のしるしとして、5年を上限として三溪園の招待券を添え、催事等のご案内を郵送にてお届けします。

※ご案内の期間は、ご寄附に応じ三溪園で決定させていただきます。

# 未来へ、伝統の美を護る。

## —— 三溪園の保存に向けた寄附のお願い



名勝・三溪園は、明治・大正期に製糸・生糸貿易で財を成した実業家・原三溪が、横浜に造り上げた日本庭園です。およそ 175,000 m<sup>2</sup> (約 53,000 坪) の敷地には、京都や鎌倉、飛騨などから移築された歴史的建造物が建ち並び、四季折々の自然と調和した見事な景観を形成しています。原三溪は「古くから伝わるものや自然を大切にし、その素晴しさ・美しさを、みんなで分かち合おう」との思いから明治39 (1906) 年に三溪園を一般公開、今もこの原三溪の思いが庭園の隅々にまで息づいています。

しかし、こうした美しさは、そのまま放っておけば、歳月の流れの中で、いつか喪われていってしまうものです。事実、戦災により三溪園の美は傷つき、荒れ果てた時期がありました。

それでも、皆さまの憩いの場として三溪園の今日があるのは、原三溪の志に共鳴した多くの先人たちが三溪園を愛し後世に伝えようと日々努力を積み重ねたお蔭だと私たちは考えています。

自然素材で造られた日本の建築は、定期的な修繕を繰り返すことで、その生命を永く保つことができます。伝統技能である「檜皮(ひわだ) 葺き」や「柿(こけら) 葺き」の屋根は、20~30 年ごとの葺き替えが必要です。平成の終わりに三溪園では、第二次世界大戦後の復旧から3回目となる建造物の大規模修繕に着手しました。まずは園を代表する重要文化財建造物の臨春閣を皮切りに屋根の葺き替え等を順次進めます。また、昨今頻発する地震を考慮して建物の耐震性を高めます。

令和という新しい時代を迎え、未来に向けた三溪園の保存への取組みがいよいよ本格化します。

三溪園の価値、そして原三溪の遺志に共鳴してくださる皆さまに、美を護る志をお寄せいただきたく、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

令和元年5月

公益財団法人 三溪園保勝会

### 【 寄附金の募集について 】

お寄せいただいた寄附金は、当財団の公益目的事業を通じて、その目的の達成※のために活かしてまいります。

※この法人は、国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等および名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、潤いある地域社会づくりに寄与するとともに、日本の文化を世界に発信することを目的とする。(公益財団法人三溪園保勝会定款より)

◎ご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

裏面の「寄附申込書」をご参照いただいて、まずは当財団事務所にお問い合わせください。

# 寄 附 申 込 書

年 月 日

公益財団法人三溪園保勝会  
理事長 あて

申 込 者  
住 所

法 人 名  
(※申込者が法人の場合)

代 表 者 名  
(※申込者が法人の場合)

個 人 名  
(※申込者が個人の場合)

連 絡 先  
(電話)

国民共有の文化遺産である重要文化財建造物等及び名勝庭園の保存・活用を通して、歴史及び文化の継承とその発展を図り、潤いある地域社会づくりに寄与するとともに、日本の文化を世界に発信するために活用されるよう、次の金額を寄附いたします。

1 金 額 \_\_\_\_\_ 円

※法人の場合、1口30,000円からお願いいたします。個人の場合は、金額を問いません。

2 使 途

※次のいずれかのご希望の□に✓をご記入ください。

- 特定の使途（文化財建造物の保存）を希望します。  
 特定の使途の希望はありません。

3 入金方法

※次のいずれかのご希望の□に✓をご記入ください。）

- 専用口座に振り込み  
 現金で

※ご寄附くださった方は、金額等に応じて当財団ホームページの寄附報告書に掲載させていただきますが、差支えのある場合は□に✓を記入してお申し出ください。  
 掲載は遠慮します（匿名希望）。

お問い合わせ：

公益財団法人三溪園保勝会  
☎045-621-0635